

L P ガス販売事業者の皆様へ

～岡山県 L P ガス料金高騰対策支援事業（令和 7 年度分）について～

本事業は、L P ガス料金の高騰による影響を受けている一般消費者などの負担を軽減することを目的に実施するものです。

岡山県では、国の重点支援地方交付金を活用し、県が定めた要綱に基づき L P ガス料金を値引きした L P ガス販売事業者に対し、その原資を（一社）岡山県 L P ガス協会を通じて助成する事業を、令和 7 年度も実施することとしました。

販売事業者の皆様には、「地域の重要なエネルギーである L P ガスの料金負担を直接軽減する」という本事業の趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業概要

- 令和 7 年 9 月分の L P ガス料金について、顧客への請求額から 6 0 0 円（税込 6 6 0 円）の値引きをお願いします。
- 値引きに必要な原資（6 0 0 円／1 顧客）は、県から L P ガス協会を通じて交付します。
- 本事業実施に係る販売事業者事務費として、1 契約あたり 1 0 0 円※を、県から L P ガス協会を通じて交付します。（※上限 2 0 万円、法人ごと）

実施の流れ

① 交付申請

自：7 月 2 3 日（水）
至：8 月 8 日（金）

値引きを行う L P ガス販売事業者は L P ガス協会に対して 交付申請を行ってください。

② 値引き実施

9 月分

顧客に対して、請求額より 6 0 0 円（税込 6 6 0 円）の値引きを行ってください。

③ 実績報告

～1 1 月 2 8 日（金）まで

値引きを行った顧客の 9 月分（1 か月）の実績について、各 L P ガス販売事業者から、L P ガス協会に対して 実績報告を行ってください。

④ 精算払

（請求と交付）

上記④の実績報告に基づき、必要原資及び本事業実施に係る 販売事業者事務費を交付します。

本事業では、値引き実施月が 1 か月のため、概算払を行わず「精算払のみ」となります。

実施内容

対象月	●令和7年9月分（1か月）
対象者	●岡山県内の一般消費者等（液化石油ガス法第2条第2項） ●岡山県内のコミュニティガス利用者（ガス事業法） ※一般住宅・共同住宅・業務用を問いません。 ※高圧ガス保安法の消費者や質量販売、国及び地方公共団体等の公的機関は対象となりません。
値引き内容	●対象月の請求料金が1契約あたり600円（税込660円）以上の顧客に対して、請求料金から600円（税込660円）を減額 ※元の請求料金が600円（税込660円）未満の顧客については、請求料金が、そのまま値引き額となります。 ●基本料金及び従量料金が値引きの対象となります。 ※設備使用料金は値引きの対象となりません。
周知方法	●顧客周知用チラシ（A4サイズ）をご活用ください。 ⇒請求書に同封、ポスティング、ホームページへの掲載等、活用方法は問いません。 ●請求書等に「岡山県の支援により、660円（上限）を値引きしています。」等の文言を記載してください。 ⇒対応が難しい場合は、請求書等に値引き告知カードを添付、又は、会社広報紙への掲載等により、周知をお願いします。

値引き仕様詳細（値引き例）顧客が以下の3者の場合

契約者名	9月分請求料金（円）		9月分値引き額（円）		値引き後請求額（円）		備考
	税別	税込	税別	税込	税別	税込	
〇〇太郎	2,000	2,200	600	660	1,400	1,540	上限額を値引き
◇◇花子	500	550	500	550	0	0	請求料金をそのまま値引き
□□市役所	8,000	8,800	0	0	8,000	8,800	公的機関のため値引き対象外
合計	10,500	11,550	1,100	1,210	9,400	10,340	

値引き実績件数は、2件

値引き額は、1,100円（税込1,210円）

①販売事業者事務費の計算
100円×2件＝200円

②値引き原資の計算
1,100円

③交付額合計（①＋②）
1,300円

実績報告

事務局

確定通知書

精算払請求書

精算払請求書（押印・郵送）

入金確認

実績報告と精算